

## 社会福祉法人唐池学園 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人唐池学園（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会の委員並びに第三者委員会の委員をいう。

2 この規程において報酬とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものをいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会並びに第三者委員会の出席報酬等)

第3条 理事長（定款第15条第3項に規定する業務執行理事を含む。（以下「理事長等」という。））及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任及び解任委員会の委員が委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

4 第三者委員会の委員が委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

5 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会並びに第三者委員会を決議の省略で行ったときは、別表1の2により報酬を支払うことができる。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

6 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員、評議員会及び評議員選任・解任委員会の委員並びに第三者委員会の委員の業務報酬等)

第4条 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に勤務した場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に勤務した場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会（出席）以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に勤務した場合、または評議員が、評議員会（出席）以外の日において理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができ

る。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

- 4 評議員選任及び解任委員会の委員が、委員会（出席）以外の日において理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に勤務した場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、委員が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。
- 5 第三者委員会の委員が、委員会（出席）以外の日において理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に勤務した場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 6 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### （監事の報酬等）

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に併せて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務に勤務した場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### （出張旅費）

第6条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員会の委員並びに第三者委員会の委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

#### （兼務役員）

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

#### （報酬等の支給方法）

第8条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

#### （公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法59条の2第1項第2号の規定に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より適用する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 出席報酬等（日額）

区 分	報 酬 (源泉徴収額を除く。)	費用弁償
理事会（理事、監事）	10,000円	3,000円
評議員会	10,000円	3,000円
評議員選任・解任委員会	10,000円	3,000円
第三者委員会	5,000円	1,000円

別表1の2 決議の省略を行った場合（日額）

区 分	報 酬 (源泉徴収額を除く。)	費用弁償
理事会（理事、監事）	5,000円	0円
評議員会	5,000円	0円
評議員選任・解任委員会	5,000円	0円
第三者委員会	3,000円	0円

別表2 業務報酬等（日額）

区 分	報 酬 (源泉徴収額を除く。)	費用弁償
理事長等、監事	10,000円	3,000円
評議員	10,000円	3,000円
評議員選任・解任委員	10,000円	3,000円
第三者委員	5,000円	1,000円

別表3 出張旅費（日額）

旅 費	宿泊費	報酬（源泉徴収額を除く。)	そ の 他
実 費	実 費	10,000円	実 費